

(様式1)

予備検討結果報告書

事業担当課 産業人材課

導入検討対象事業の名称	高等技術専門学校改修事業
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	<p>市原高等技術専門学校は、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発を行うことを目的とした施設である。</p> <p>今回、改修の対象となる施設の状況は、</p> <ul style="list-style-type: none">・管理棟:S49.7月建築(築43年)・総合実習棟:S50.6月建築(築42年)・ビルメンテナンス第1実習棟:S37.3月建築(築55年) <p>と、老朽化が顕著になっている。</p> <p>これに加え、総合実習棟は、耐震性能が不十分(IS値0.3)であるため、早急に整備を行う必要がある。</p> <p>今回の整備により、施設の安全性が確保できる。また、実習関係の施設を集約化することにより、効果的な職業訓練の実施が期待できる。</p>
(2)整備予定場所	市原市平田981-1
(3)施設規模	管理棟:鉄筋コンクリート造 3階建 約1,800㎡ 総合実習棟:鉄骨造 平屋建て 約2,700㎡ (ビルメンテナンス第1実習棟:総合実習棟に集約)
(4)施設稼働期間	20年
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(7)費用調達手段	起債73%・一財10% 補助金17%
(8)契約予定時期	平成32年度(平成30年度導入可能性調査)
(9)建設・整備期間	平成33年度から平成36年度
(10)供用開始予定時期	平成37年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—

3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	<p>①職業能力開発施設では、PFI による民間での建設・運営等は業務的に可能だが、市原校については、施設内に危険な設備があること、また、利用時間も訓練時間以外に限られることなど、施設の一般開放が難しく、収益性が低くなることが予想される。</p> <p>②補助金適用面では、PFI で実施した場合、所有状況によって適用が異なり、PFI による場合、不利となる可能性がある。</p> <p>また、法制度面について、国に確認したところ、職業能力開発促進法上、PFI導入は支障がないとのことだった。しかしながら、市原校は市街化調整区域にあり、都市計画法上、民間事業者が職業能力開発施設を整備することはできない(管理棟の改修は可)。また、同じ理由で、収益性がある民間施設との合築等もできない。</p> <p>③過去に県で導入を検討した事例はなく、全国的にも職業能力開発施設でPFIを行った事例はない。</p> <p>④施設内で他に整備に着手している事業はない。</p> <p>以上のことから、法制度の面で、PFI の適正を欠く事業である。</p>
(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)	VFM 無し(2.4億円 6.5%)
(3)定性的確認結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高等技術専門校は、授業料を低廉に設定しており、また、低所得者には授業料を減免するなど福祉的視点も付加して運営していること。 ・現在行っている職業訓練は、民間の専門学校との棲み分けを進めてきた結果、設備費用などにおいて初期投資費用が嵩む、ものづくり関係の内容が中心となっていることから、民間の採算ベースに乗らない収益性の低い状況となっていること。 ・各訓練科における職業訓練指導員は一定の資格を有する必要があるなど、参入の条件は高いこと。 ・今回の整備では、施設の一部のみが対象であることから、民間事業者の創意工夫の余地は小さいこと。 <p>以上のことから、行政サービスが大きく向上することは見込めないため、PFIのメリットは小さいと考える。</p>

<p>事業担当課における検討結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設整備を行うことは、法制度の面で支障があり、PFI の適性を欠く事業であること。 ・また VFM が6. 5%と低く、また、職業訓練は民間の採算ベースに乗らない収益性の低い業務であることから、PFI 導入による定量的効果及び定性的効果のいずれも期待できないこと。 ・さらに今回の整備では、施設の一部のみが対象であることから、民間事業者の創意工夫の余地は小さいこと。 <p>以上のことから、本事業はPFIを導入しない事業と判断し、PFI 導入検討を継続しないこととする。</p>
----------------------	--

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入